

ユビキタスネット社会における 権利と責務

平成16年4月9日

ユビキタスネット社会における権利と責務（例）～その1

～権利～

～責務～

プライバシー

利: 自己のプライバシーを確保できる
(cf. プライバシー権、自己情報コントロール権)

利: 他人のプライバシーを侵害しない
供: 自己が保有する個人情報を保護する

情報セキュリティ

利: 安心してネットワークを利用できる

利: ウィルス等で他人に被害を与えない
供: 災害や攻撃に強いネットワークを構築・維持する

電子商取引

利: リアルな世界と同様又はより便利に取引できる

利: リアルな世界と同様に法令を遵守する
供: 法令に違反する取引を媒介しない

情報内容

利: 情報を自由に発信できる (cf. 情報発信権)
利: 個や文化の多様性を確保できる

利: 有害又は違法な情報を発信しない
供: 有害又は違法な情報を媒介しない

知的財産権

利: 自己の知的財産権や肖像権等を確保できる

利: 他人の知的財産権を侵害しない
供: 知的財産権の侵害行為を助長しない

ユビキタスネット社会における権利と責務（例）～その2

～権利～

～責務～

社会常識

利：新しい技術やサービスを享受することができる

利：社会常識を逸脱した利用で法を犯したり他人に迷惑をかけない

情報リテラシー

利：新しい機器等の操作を習熟する機会が得られる
利：使い易い機器等が入手できる

供：性別、年齢、所得、障害の有無等の個人的属性による機会の不平等を設けない

地理的ディバイド

利：誰もがどこでもネットワークに自由にアクセスできる
(cf. 情報アクセス権)

供：国、都市・地方等の地理的属性による機会の不平等を設けない

環境

利：新しい技術によって人体や生活環境に悪影響を受けない

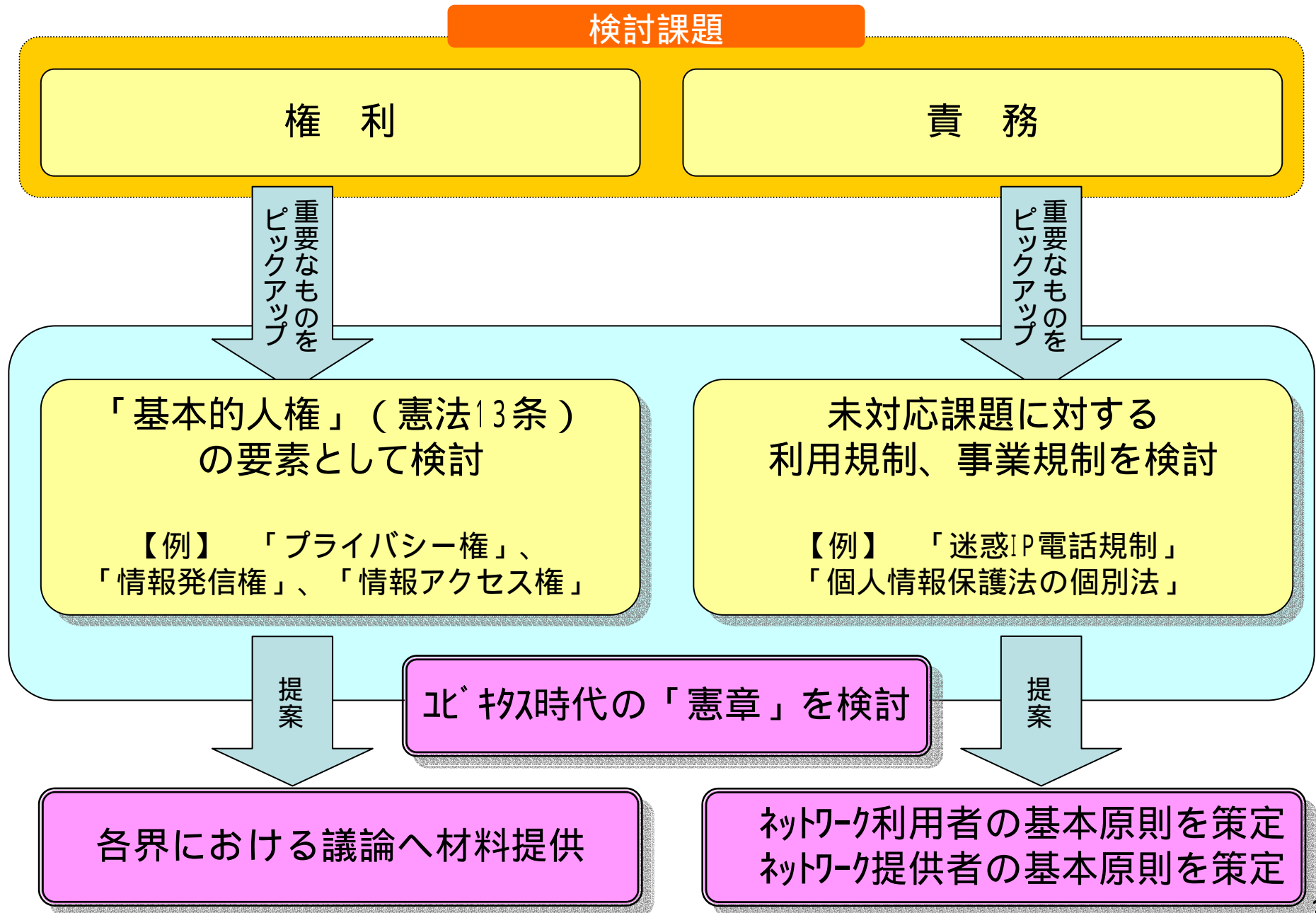
利：リサイクルや省エネルギーの奨励等、循環型社会の形成に向けて配慮する

サイバー社会

利：(特別な理由がない限り)サイバー利用を制限されない

供：サイバー利用を阻害しないよう努める
供：相互接続性や互換性の確保に努める

「権利と責務の整理」の方向性（案）



(参考)

ICT 社会における権利と責務等に関する取組事例

名称	主な内容 (目次等は次頁以降を参照)
こどもの権利条約 (1990年、国際連合)	児童が国の内外の多様な情報を利用できる権利を規定。
ひとびとのコミュニケーション憲章 (1996年、CEMの創立会議) Cultural Environment Movement: メディアの自由と公平のために活動する文化環境運動のグローバルなNPO	世界各国に存在する検閲や、情報への限定されたアクセス、歪曲された情報等を是正し、コミュニケーション環境をより良いものにするための第一歩として作成。コミュニケーションの権利と責任を定義。
インターネット上の情報流通について (1996年、郵政省・電気通信における利用環境整備に関する研究会)	インターネットで実施される情報流通に関して、情報発信者、受信者、プロバイダーに要求される責任や対応を報告。 インターネットを高度情報通信社会における個人の基本的権利といふべき「情報発信権」「情報アクセス権」を実現する核となるメディアと位置付け。
インターネット憲章 (1997年、フランス・テレマティック・サービス事業者団体)	インターネットに適用される基本的な職業倫理(未成年者及び人間の尊厳の保護、治安の尊重、自由及び基本的権利、知的所有権並びに消費者保護)を規程。
インターネット上の情報流通ルールについて (1998年、郵政省・電気通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究会)	情報流通に関する具体的なルールの在り方を検討。 「自己責任の原則」「情報発信への対応」「プロバイダーの責任」等の必要性を報告。
インターネット憲章 (2001年、APC) Association for Progressive Communications: ICTの戦略的活用によってNGOや市民活動家を支援するためのインターネットプロバイダ等の国際ネットワーク	インターネットにおける表現、コミュニケーション、結社の自由およびインターネットを使った抗議行動を行なう自由を権利として保障し、その権利を実際に保護すること、国内法、地方の条例および国際法にそれを正式に記載すること等を目指したもの。
基本宣言、行動計画 (2003年、国連・世界情報社会サミット)	インフラ、能力開発、文化の多様性など、すべての人々のための情報社会を目指した基本原則を規定。

(参考) こどもの権利条約

(1990年、国際連合)

- 前文
- 第1部
- 第1条 定義
- 第2条 無差別の確保
- 第3条 最善の利益の確保
- 第4条 締約国の措置
- 第5条 保護者の指導の尊重
- 第6条 生命の権利並びに生存及び発達確保
- 第7条 氏名・国籍を得る権利、親を知り養育される権利
- 第8条 身元関係事項の保持
- 第9条 父母からの不分離の確保及びその例外
- 第10条 家族の再統合
- 第11条 不法な国外移送等の防止
- 第12条 意見を表明する権利
- 第13条 表現の自由
- 第14条 思想、良心及び宗教の自由
- 第15条 結社及び集会の自由
- 第16条 私生活、名誉及び信用の保護
- 第17条 大衆媒体の機能
- 第18条 父母の養育責任及び国の援助
- 第19条 虐待等からの保護
- 第20条 家庭環境を奪われた児童の保護
- 第21条 養子縁組
- 第22条 難民の児童の保護
- 第23条 障害児童の権利
- 第24条 健康を享受する権利
- 第25条 収容された児童の定期的審査
- 第26条 社会保障についての権利
- 第27条 生活水準についての権利
- 第28条 教育についての権利
- 第29条 教育の目的
- 第30条 少数民族又は原住民の権利
- 第31条 文化的生活等への参加
- 第32条 経済的搾取及び有害労働からの保護
- 第33条 麻薬及び向精神薬からの保護
- 第34条 性的搾取及び性的虐待からの保護
- 第35条 誘拐、売買又は取引の防止
- 第36条 他のすべての形態の搾取からの保護
- 第37条 拷問及び死刑等の禁止並びに自由を奪われた児童の取扱い
- 第38条 武力紛争における保護
- 第39条 被害者の回復及び社会復帰
- 第40条 刑事法上の取扱い
- 第41条 他の国内法及び国際法との関係
- 第2部
- 第42条 締約国の広報義務
- 第43条 児童の権利に関する委員会
- 第44条 締約国の報告義務
- 第45条 国際協力のための委員会の機能
- 第3部
- 第46条 署名
- 第47条 批准
- 第48条 加入
- 第49条 効力発生
- 第50条 改正の手續
- 第51条 留保
- 第52条 廃棄
- 第53条 寄託
- 第54条 正文

(参考)

ひとびとのコミュニケーション憲章

(1996年、CEMの創立会議)
Cultural Environment Movement

前文

- 第1条 尊敬
- 第2条 自由
- 第3条 アクセス
- 第4条 独立
- 第5条 リテラシー
- 第6条 ジャーナリストの保護
- 第7条 反論および救済の権利
- 第8条 文化的アイデンティティ
- 第9条 言語の多様性
- 第10条 政策立案への参加

- 第11条 子どもの権利
- 第12条 サイバースペース
- 第13条 プライバシー
- 第14条 危害
- 第15条 正義
- 第16条 消費
- 第17条 説明責任
- 第18条 実行

(参考)

インターネット上の情報流通について

(1996年、郵政省・電気通信における利用環境整備に関する研究会)

はじめに

- 1 インターネットの機能と可能性
- 2 インターネット上の情報流通の問題点
- 3 インターネット上の情報流通に関する論点
 - (1) インターネットに対する現実社会のルールの適用
 - (2) インターネットの法的位置づけ
 - (3) インターネットにおける通信の秘密の保護
 - (4) インターネット上の情報流通に関するルール化と表現の自由の保証
 - (5) インターネット上の情報流通に関する具体的なルール化の問題点
 - (6) インターネット上の情報流通に関する責任と対応
- 4 諸外国の動向
 - (1) アメリカ
 - (2) イギリス
 - (3) フランス
 - (4) ドイツ
 - (5) オーストラリア
 - (6) シンガポール
 - (7) 国際機関における議論
- 5 対応策の在り方
 - (1) 技術的対応
 - (2) 制度的対応
- 6 当面の対応策
 - (1) 国際連携の強化
 - (2) 各国における自主的な取組みの促進
 - (3) 技術的対応策の連携強化
 - (4) 苦情処理体制の整備、情報提供の充実
 - (5) 情報社会教育の充実

(参考)

インターネット上の情報流通ルールについて

(1998年、郵政省・電気通信サービス
における情報流通ルールに関する研究会)

はじめに

第1章 インターネット上の情報流通ルールの必要性

- 1 情報流通ルールの検討の経緯と課題
- 2 情報流通ルールの必要性
- 3 通信形態の特徴
- 4 違法又は有害なコンテンツ

第2章 諸外国における情報流通ルールの議論の状況

- 1 アメリカ
- 2 イギリス
- 3 ドイツ
- 4 フランス
- 5 オーストラリア
- 6 シンガポール
- 7 EU
- 8 OECD
- 9 APEC

第3章 情報流通ルールの具体的な在り方

- 1 自己責任の原則
- 2 情報発信への対応
- 3 プロバイダーの責任
- 4 発信者情報の開示
- 5 受信者の選択を可能とする技術的手段
- 6 事後的措置

第4章 まとめ

(参考)

APC インターネット権利憲章

(2001年、APC)

Association for Progressive Communications

前文

テーマ1: コミュニケーションの権利

- 1.1 アクセスする権利
- 1.2 情報通信技術を使うためのトレーニング
- 1.3 包括性と有用性
- 1.4 男女の公平性
- 1.5 良心的な価格
- 1.6 報道の権利の一元化
- 1.7 公的情報に対するアクセス性
- 1.8 職場における権利
- 1.9 開発が及ぼす影響

テーマ2: 表現と情報交換の自由

- 2.1 表現の自由
- 2.2 検閲からの自由
- 2.3 オンライン上で民衆の抗議行動や討論に参加する自由

テーマ3: コンテンツ(内容)の多様性、所有権、および管理

- 3.1 コンテンツの多様性
- 3.2 言語によるアクセス性

テーマ4: フリー/オープン・ソース・ソフトウェア、技術開発、知的所有権

- 4.1 フリー/オープン・ソース・ソフトウェア
- 4.2 技術の基準
- 4.3 知的所有権

テーマ5: プライバシー

- 5.1 データ保護
- 5.2 監視からの自由
- 5.3 暗号を使う権利

テーマ6: 地球規模、地域、および国レベルのインターネット・ガバナンス

- 6.1 技術規格の設定と実施
- 6.2 透明性とアクセス性
- 6.3 参加

テーマ7: 権利の自覚、保護、および実現

- 7.1 権利の保護、自覚、および教育
- 7.2 権利が侵害された時に相談する場所

(参考)

世界情報社会サミット 基本宣言 (2003年、国連・世界情報社会サミット)

A. 情報社会に関する共通ビジョン

B. すべての人々のための情報社会: 基本原則

- 1) 開発のためのICTの推進における政府およびすべての関係者の役割
- 2) 情報通信インフラ: 包括的な情報社会のための不可欠な基盤
- 3) 情報および知識へのアクセス
- 4) 能力開発
- 5) ICTの利用における信頼性とセキュリティの確立
- 6) 環境整備
- 7) ICTアプリケーション: 生活のすべての面における利益
- 8) 文化の多様性と独自性、言語の多様性とローカルコンテンツ
- 9) メディア
- 10) 情報社会の倫理的側面
- 11) 国際的および地域的協力

C. 知識の共有に基づいたすべての人々のための情報社会に向けて